

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による意見の聴取……………

……………（都市整備局市街地建築部調整課）…

公告

○当せん金付証券の発売委託…（財務局主計部公債課）…

○開発行為に関する工事完了……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

雑報

○当せん金付証券の発売委託（二件）……………

……………（全国自治宝くじ事務協議会）…

告示

●東京都告示第八百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害

関係を記した書面を提出してください。

令和六年七月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和六年七月二十五日（木曜日）午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十一階十一B会議室

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当（東京都庁第二本庁舎三階）
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三（五三八八）三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 北区東田端二丁目二十番六十八号
所氏名 東日本旅客鉄道株式会社

建築敷地 港区港南二丁目十番地二の一部ほか

地域地区 商業地域、準工業地域、防火地域、品川駅周辺地区地区計画及び都市再生特別地区品川駅街区地区

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 事務所、物品販売業を営む店舗、飲食店、自動車車庫、展示場、その他（駅施設）及び自転車駐車場

敷地面積 約一四、六八三平方メートル

建築面積 約一〇、五五四平方メートル

延べ面積 約一六二、四六六平方メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造ほか地上二十八階地下三階ほか

高さ 一四九・二〇メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第十一項ただし書

公告

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和六年七月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千六百二回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 一億六千万円 八十万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 令和六年十月二日から同月二十二日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して七千六百万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千五百八十五万七千六百円

八 その他発売経費 発売総額に対して千六百万円

九 受託申請期限 令和六年七月三十一日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他の関係通達による。

一 名称 第二千六百三回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 六億円 三百万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 令和六年十月十八日から同年十一月十二日まで

五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千三百八十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して三千八百五十八万九千九百八十円
八	その他発売経費	発売総額に対して五千三百七十万円
九	受託申請期限	令和六年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千六百四回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	二億円 二百万枚
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和六年十月十八日から同年十一月五日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して九千九十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千三百九十万九千三百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して千八百九十六万円
九	受託申請期限	令和六年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千六百五回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	二億五千万円 二百五十万枚
三	証券金額	一枚百円

四	発売期間	令和六年十一月十三日から同年十二月十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億七百四十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千七百一十一万九千九百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して二千三百七十万円
九	受託申請期限	令和六年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千六百六回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	一億六千万円 八十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和六年十一月二十七日から同年十二月二十四日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して七千六百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千五百八十五万七千六百円
八	その他発売経費	発売総額に対して千六百万円
九	受託申請期限	令和六年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千六百七回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	二億円 百万枚

三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和六年十二月四日から同月二十四日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して九千五百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千二十九万七千二百円
八	その他発売経費	発売総額に対して千五十万円
九	受託申請期限	令和六年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千六百八回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	十四億円 七百万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和六年十二月二十二日から令和七年一月十四日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して六億四千九十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して八千九百七十九万二千八百九十円
八	その他発売経費	発売総額に対して一億二千五百三十万円
九	受託申請期限	令和六年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千六百九回東京都宝くじ

- 二 発売総額及び枚数 一億六千万円 八十万枚
- 三 証票金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和六年十二月二十五日から令和七年一月十四日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して七千六百万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千五百八十五万七千六百円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千六万円
- 九 受託申請期限 令和六年七月三十一日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年七月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

調布市富士見町二丁目三番七
新宿区西新宿二丁目六番一
号新宿住友ビル三十一階
アグレ都市デザイン株式会
社
代表取締役 大林 竜一
三鷹市牟礼三丁目七百五十五
番六、七百五十七番三、七百
五十八番一及び同番二
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

雑 報

三鷹市上連雀七丁目三百四十
一番一並びに同番二及び同番
十八の各一部、同番二十九並
びに同番三十の一部（第一工
区）
立川市錦町二丁目四番三号
株式会社ライズウエル
代表取締役 渡邊 裕
府中市新町一丁目四十七番一
並びに同番十一、同番十三及
び同番十五の各一部（第二工
区）
立川市柴崎町二丁目三番八
号
近代建物株式会社
代表取締役 新藤 幸男

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）
第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
れた日までに申請してください。
令和六年七月十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第千二十七回全国自治宝くじ

十三億円 六百五十万枚

一枚二百円

令和六年十月十八日から同年十一月十二日まで

発売総額に対して六億一千七百五十万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して一億二千九百四十四万三千六

百円

発売総額に対して七千二百八十万円

令和六年七月三十一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

一 名称

二 発売総額及び枚数

三 証券金額

四 発売期間

五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

一 名称

二 発売総額及び枚数

三 証券金額

四 発売期間

五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

第千二十八回全国自治宝くじ

十三億五千万円 四百五十万枚

一枚三百円

令和六年十月二十三日から同年十一月十九日ま

で

発売総額に対して六億二千万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して一億一千百八十五万七千三百

十円

発売総額に対して一億九百四十八万五千元

令和六年七月三十一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第千二十九回全国自治宝くじ

五億円 五百万枚

一枚百円

四 発売期間

五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

一 名称

二 発売総額及び枚数

三 証券金額

四 発売期間

五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

一 名称

二 発売総額及び枚数

三 証券金額

四 発売期間

五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

一 名称

二 発売総額及び枚数

三 証券金額

四 発売期間

五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

令和六年十月三十日から同年十一月十九日まで

発売総額に対して二億四千万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して五千四百六十万一千八百円

令和六年七月三十一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第千三十回全国自治宝くじ

九億円 四百五十万枚

一枚二百円

令和六年十一月十三日から同月二十六日まで

発売総額に対して四億二千七百五十万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して八千九百五十三万五千六百円

令和六年七月三十一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第千三十三回全国自治宝くじ

十億円 千万枚

一枚百円

令和六年十二月二十二日から令和七年一月十四

日まで

発売総額に対して四億八千万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して一億八百九万七千円

令和六年七月三十一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第千三十四回全国自治宝くじ

十三億五千万円 四百五十万枚

一枚三百円

令和六年七月三十一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

四	発売期間	令和六年十二月二十二日から令和七年一月七日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して六億二千百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して一億一千百六十七万二千元
八	その他発売経費	発売総額に対して一億九百四十八万五千元
九	受託申請期限	令和六年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第千三十五回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	十四億円 七百万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和六年十二月二十五日から令和七年一月十四日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して六億六千五百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して一億四千百九十四万一千八百円
八	その他発売経費	発売総額に対して七千八百四十万円
九	受託申請期限	令和六年七月三十一日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和六年七月十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第百十五回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）

六億円 二百万枚

（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

一枚三百円

令和六年十月一日から同月三十一日まで

発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

発売総額に対して百十三万一千三百三十二円。

ただし、発売状況等により増減する場合がある。

発売総額に対して九千六百六十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

令和六年七月三十一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一	名称	第百十六回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数	六億円 二百万枚
三	証券金額	（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
四	発売期間	令和六年十月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売

六	委託対象事務の範囲	状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百二十万一千六百八十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して九千百六十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限 その他	令和六年七月三十一日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第百十七回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和六年十月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百六万九千五百六十九円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限 その他	令和六年七月三十一日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第百十八回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚二百円

四	発売期間	令和六年十月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百二十万二千二百八十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限 その他	令和六年七月三十一日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第百十九回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 (五千万円を一単位(一ユニット)として六単位(六ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和六年十月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百一十一万二千三百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して四千二百九十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限 その他	令和六年七月三十一日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第百二十回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	七億五千万円 百五十万枚 (二億五千万円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限と

三	証券金額 一枚五百円
四	発売期間 令和六年十一月一日から同月三十日まで
五	当せん金の総額 発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料 発売総額に対して七十二万八千六百七十九円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費 発売総額に対して一億百四十七万五千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限 令和六年七月三十一日
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称 第二百二十一回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数 六億円 二百萬枚 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円
三	証券金額 令和六年十一月一日から同月三十日まで
四	発売期間 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲 発売総額に対して百二十万一千六百九十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料 発売総額に対して九千百六十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費 令和六年七月三十一日
九	受託申請期限 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称 第百二十二回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数 四億円 二百萬枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円
三	証券金額 令和六年十一月一日から同月三十日まで
四	発売期間 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲 発売総額に対して百六万六千七百五十三円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料 発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費 令和六年七月三十一日
九	受託申請期限 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称 第百二十四回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数 四億円 二百萬枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円
三	証券金額 令和六年十一月一日から同月三十日まで
四	発売期間 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲 発売総額に対して百六万六千七百五十三円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料 発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費 令和六年七月三十一日
九	受託申請期限 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称 第百二十五回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二	発売総額及び枚数 四億円 二百萬枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円
三	証券金額 令和六年十一月一日から同月三十日まで
四	発売期間 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲 発売総額に対して百六万六千七百五十三円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料 発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費 令和六年七月三十一日
九	受託申請期限 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十	その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

二	発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 （五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚百円 令和六年十一月一日から同月三十日まで 発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して二百一十一万二千三百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して四千二百九十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和六年七月三十一日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
	三	証券金額
	四	発売期間
	五	当せん金の総額
	六	委託対象事務の範囲
	七	当せん金支払手数料
	八	その他発売経費
	九	受託申請期限
	十	その他
	十一	その他
一	名称	第二百二十五回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 六億円 二百万枚 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円 令和六年十二月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して百二十万一千六百九十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して九千六百六十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和六年七月三十一日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
	二	発売総額及び枚数
	三	証券金額
	四	発売期間
	五	当せん金の総額
	六	委託対象事務の範囲
	七	当せん金支払手数料
	八	その他発売経費
	九	受託申請期限
	十	その他
	十一	その他
二	発売総額及び枚数	第二百二十六回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 六億円 二百万枚 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚三百円 令和六年十二月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して百一十一万四千五百五十九円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して九千六百六十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和六年七月三十一日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
	三	証券金額
	四	発売期間
	五	当せん金の総額
	六	委託対象事務の範囲
	七	当せん金支払手数料
	八	その他発売経費
	九	受託申請期限
	十	その他
	十一	その他
一	名称	第二百二十七回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） 四億円 二百万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円 令和六年十二月一日から同月三十一日まで 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して百六万九千五百七十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和六年七月三十一日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
	二	発売総額及び枚数
	三	証券金額
	四	発売期間
	五	当せん金の総額
	六	委託対象事務の範囲
	七	当せん金支払手数料
	八	その他発売経費
	九	受託申請期限
	十	その他
	十一	その他

係通達による。									
一	名称	第百二十八回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）							
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 （一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚二百円							
三	証票金額	令和六年十二月一日から同月三十一日まで							
四	発売期間	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。							
五	当せん金の総額	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務							
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して百七万七千五百十六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。							
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。							
八	その他発売経費	令和六年七月三十一日							
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。							
十	その他								
一	名称	第百二十九回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）							
二	発売総額及び枚数	三億円 三百万枚 （五千万円を一単位（一ユニット）として六単位（六ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。） 一枚百円							
三	証票金額	令和六年十二月一日から同月三十一日まで							
四	発売期間	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。							
五	当せん金の総額	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務							
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して二百一十一万二千三百三十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。							
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して四千二百九十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。							
八	その他発売経費								

令和六年七月三十一日
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一(代)
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号
101-0051